

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であって、当該更新によっても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 職員課人事係（内線243）